

# 国立市公共施設再編計画（案）

---

【 たたき台 】

令和 年 月

国立市資産活用担当

---

---

# 《 目 次 》

<b>第1章</b>	<b>はじめに</b> .....	<b>- 1 -</b>
1.1.	<b>基本的事項</b> .....	<b>- 1 -</b>
(1)	計画策定の背景.....	- 1 -
(2)	計画策定の目的.....	- 1 -
(3)	計画策定の視点.....	- 1 -
1.2.	<b>計画の位置づけ</b> .....	<b>- 2 -</b>
1.3.	<b>計画期間</b> .....	<b>- 3 -</b>
1.4.	<b>対象範囲</b> .....	<b>- 4 -</b>
<b>第2章</b>	<b>現状の把握</b> .....	<b>- 5 -</b>
2.1.	<b>公共施設の状況</b> .....	<b>- 5 -</b>
<b>第3章</b>	<b>公共施設再編に向かうためのビジョン</b> .....	<b>- 6 -</b>
3.1.	<b>基本的考え方</b> .....	<b>- 6 -</b>
(1)	基本理念＝IDユニット（Inclusive Diverse Unit）の設定.....	- 6 -
(2)	IDユニットにおける範囲の設定.....	- 6 -
(3)	IDユニットのターゲット.....	- 7 -
(4)	IDユニットの最小機能.....	- 7 -
(5)	地域特性の活用と補完.....	- 8 -
3.2.	<b>圏域の設定</b> .....	<b>- 9 -</b>
(1)	学校を中心としたIDU.....	- 9 -
(2)	圏域の範囲.....	- 9 -
(3)	IDUの必要数.....	- 10 -
<b>第4章</b>	<b>各IDU（各圏域）の施設再編への方向性</b> .....	<b>- 12 -</b>
4.1.	<b>公共施設にかかわる市域の状況</b> .....	<b>- 12 -</b>
(1)	各IDUにおける公共施設の分布状況.....	- 12 -
(2)	各IDUの居住状況.....	- 12 -
4.2.	<b>各IDUにおける公共施設の状況分析と再編整備のあり方</b> .....	<b>- 12 -</b>
<b>第5章</b>	<b>施設類型ごとの再編計画</b> .....	<b>- 14 -</b>
5.1.	<b>（施設類型ごとの計画策定に当たっての考え方）再編計画策定の考え方</b> - 14 -	
(1)	大規模改修・中規模修繕の考え方.....	- 14 -
(2)	施設の将来像の考え方.....	- 14 -
(3)	複合化の考え方.....	- 14 -

---

---



# 第1章 はじめに

リード文

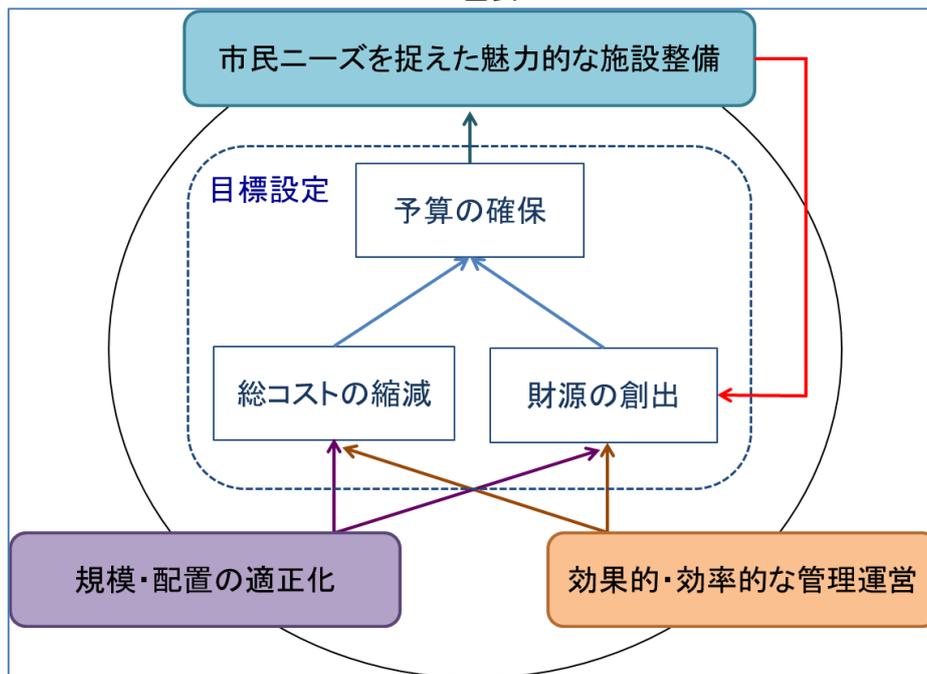
## 1.1. 基本的事項

〇〇

### (1) 計画策定の背景

本市では、公共施設の6割以上が築40年以上を経過しており、公共施設の老朽化が進んでいます。これらの公共施設は、今後一斉に大規模改修や建替が必要な時期を迎え、莫大の費用が必要となります。人口減少や少子高齢化の進展により財政状況は一層厳しくなることが見込まれる中、その財源を確保し、将来世代に必要な施設の機能を引き継いでいくことが求められます。本市では、公共施設等の総合かつ計画的な管理を推進するための基本的な考え方や方向性を示した『国立市公共施設等総合管理計画』（以下、『総合管理計画』という。）を、2017（平成29）年3月に策定し、魅力的なまちづくりにより流入人口を増やし、増えた税収を公共施設等に再投資することで、より一層魅力的なまちにしていくという好循環を目指すこととしています。

図表 1



出典：国立市公共施設等総合管理計画

### (2) 計画策定の目的

本計画は、上記の「公共施設等マネジメント基本方針」及び「数値目標」を実現する目的で策定するものです。そのため、施設類型毎のあるべき姿をもとに、更新の考え方や最適配置を踏まえ、計画的な再編に繋げるための方針や方向性を示すとともに、工事や各種の検討時期等の行動計画を提示しています。

### (3) 計画策定の視点

本計画の策定にあたっては、次の3つの視点を重視することとします。

## i. 総合管理計画の具体化

総合管理計画で定めた施設類型毎の方向性をより具体化し、特に直近の第1期（2020～2027年度の9年間における、具体的な事業計画を定めます。

## ii. 新たなまちづくりの視点

公共施設等の更新においては、単独施設ごとの検討ではなく、地域、あるいは全市的な将来ビジョン（＝まちづくりの視点）を持って取り組む必要があります。

公共施設の更新は、施設という側面でまちを新しくしていくことですが、そのためには同時に、まちづくりをどうするか、という考えを踏まえて取り組むことが不可欠となります。

「公共施設の再編は新たなまちづくりのチャンス」と捉え、これからのまちづくりの在り方を検討していきます。

## iii. 地域ごとのまちづくりを踏まえた施設類型ごとの整備計画

公共施設の再編には長期的な期間を要すとともに、地域ごとに異なる状況を踏まえた街づくりのビジョンが必要で計画策定にあたっては、これらを基にした各分野の施策と併せた施設類型ごとの具体的な計画を策定する視点が重要です。

図表 2

### ■「国立市公共施設等総合管理計画」とは

本市が保有する公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための基本的な考え方や方向性を示した計画です。計画内で「公共施設等マネジメント基本方針」という3つの基本方針を定め、定量的な数値目標を定めています。

#### ○公共施設等マネジメント基本方針

【基本方針1】 市民ニーズを捉えた魅力的な施設整備

【基本方針2】 規模・配置の適正化

【基本方針3】 効果的・効率的な管理運営

#### ○数値目標

【延床面積の縮減】 50年間で19.3%縮減

【管理運営費の縮減】 1.17億円/年縮減

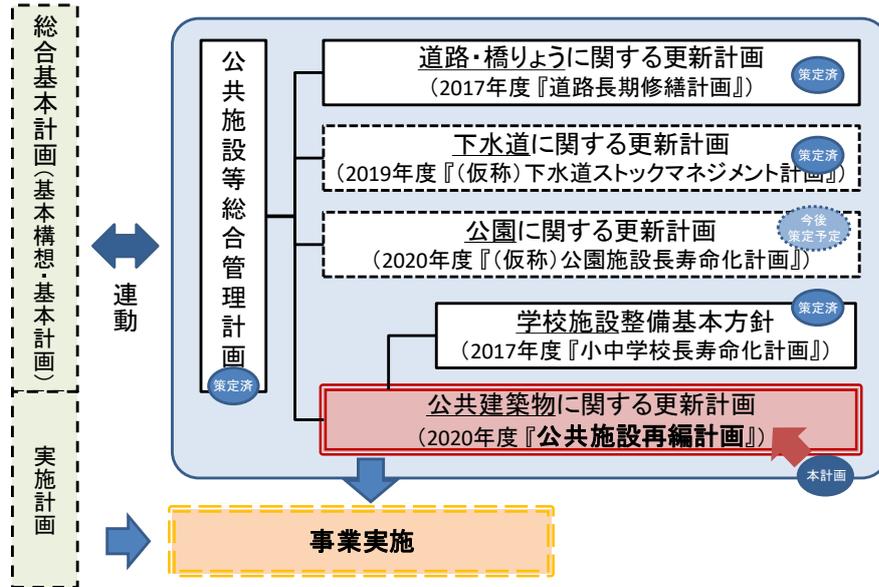
【新たな財源の創出】 0.37億円/年創出

## 1.2. 計画の位置づけ

『総合管理計画』は、本市の最も上位に位置する『総合基本計画』の実現を下支えする計画として位置付けられ、基本構想が示す「文教都市くにたち」をまちの将来像として、公共施設等を総合的に管理する観点からその実現を目指していくものです。また、本計画は他の個別計画等や財政上の視点とも整合を取りながら、毎年度策定する『実施計画』の中で事業の具体化を図ります。

また、本計画は、『総合管理計画』の「個別施設計画」の一つに位置付けられ、「公共建築物」を対象とします。「個別施設計画」としては、他に「道路・橋りょう」、「下水道」、「公園」の各インフラ施設についても、それぞれ『道路等長期修繕計画』（2018年度に策定済）、『公共下水道ストックマネジメント基本計画』（2017年度に策定済）及び『（仮称）公園施設長寿命化計画』（2020年度に策定予定）を策定していきます。

図表 3 計画の更生と位置づけ

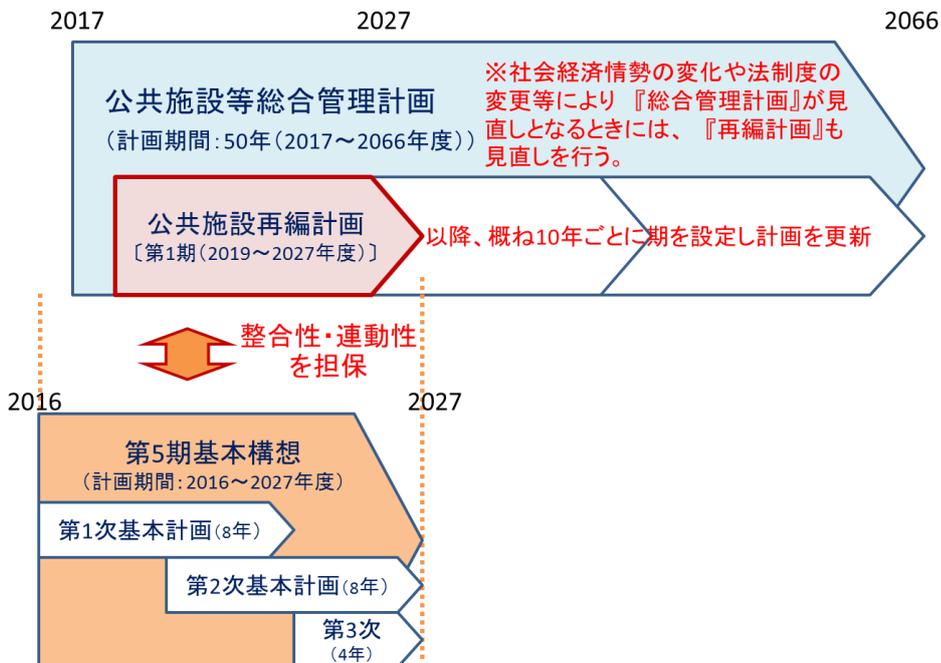


### 1.3. 計画期間

『総合管理計画』の計画期間は 2017 年度から 2066 年度までの 50 年間となっています。市の上位計画である『総合基本計画』との整合性・連動性を担保するため、基本構想の計画期間（2016～2027 年度）と足並みをそろえ、2020 年度から 2027 年度の 8 年間を本計画の計画期間とします。以降、概ね 10 年ごとに計画を更新していくこととします。

ただし、『総合管理計画』については、社会経済情勢の変化や法制度の変更等により、計画の前提条件が大きく変わった場合などには、適宜計画の見直しを行うこととしています。『総合管理計画』が見直しとなるときには、それに応じて本計画も見直しを行うこととします。また、『実施計画』と本計画に調整が必要な場合等にも、随時、見直しを行います。

図表 4 計画期間



## 1.4. 対象範囲

本計画では、本市が所有、または他から借り受け行政サービスを運営するすべての公共建築物（123 施設、125,828 m<sup>2</sup>）を対象とします。

大分類		小分類	施設数 (施設)	延床面積 (m <sup>2</sup> )
公共建築物	1 行政系施設	1 庁舎等	1	9,531
		2 消防施設	6	427
		3 廃棄物処理施設	2	2,460
	2 コミュニティ関連施設	4 地域集会所	12	1,862
		5 地域福祉館	5	1,820
		6 地域防災センター	5	1,114
		7 市民プラザ	3	1,938
	3 文化・社会教育系施設	8 図書館	1	1,590
		9 公民館	7	2,816
		10 市民芸術小ホール	1	3,217
		11 郷土文化館	1	2,182
		12 文化財施設	3	593
	4 スポーツ施設	13 市民総合体育館	1	6,124
		14 南市民プラザトレーニング室	1	322
	5 学校教育系施設	15 学校	11	66,594
		16 学校給食センター	2	1,689
		17 教育センター	1	223
	6 保健福祉系施設	18 保健施設	1	1,623
		19 社会福祉施設	2	4,187
		20 高齢福祉施設	3	909
		21 障害福祉施設	2	1,023
	7 子育て支援施設	22 保育園	4	2,698
		23 児童館	3	1,077
		24 学童保育所	7	1,407
		25 その他子育て支援施設	2	303
	8 産業系施設	26 産業振興施設	1	132
	9 その他施設	27 自転車駐車場	9	5,613
		28 公衆便所	17	472
		29 その他	8	1,190
計			122	125,135

## 第2章 現状の把握

### 2.1. 公共施設の状況

本市では平成 27 年 5 月に『国立市公共施設保全計画』（以下『保全計画』という。）を策定し、本市が所有する公共建築物の残存耐用年数や目標使用年数、また大規模改修や中規模修繕の標準的な実施時期を示しています。保全計画に基づく計画期間内の状況をみると、小学校 2 校、中学校 1 校を含む 4 施設が建替え時期を迎えます。

また、改修・修繕では、大規模改修の時期を迎える施設が多く、全体で 25 施設の大規模改修が見込まれています。中規模修繕についても、市民総合体育館や小学校といった大型施設を含む 41 施設の修繕が見込まれています。

なお、保全計画は技術的視点で建物の更新年度を捉えたものであるため、本計画で様々な条件を踏まえ、財政計画と整合を図りながら工事を実施していきます。

図表 5 保全計画による計画期間中更新予定

工事種別	施設数	概算費用 (億円)	延床面積 (㎡)	主な施設
建替え	4	78.00	18,560	第二小学校、第五小学校、第一中学校
大規模改修	25	35.33	13,796	第八小学校、保健センター
中規模修繕	10	9.74	11,688	市民総合体育館、第一小学校

図表 6 保全計画概要

#### ■「国立市公共施設保全計画」とは

本市が所有する公共建築物について、構造躯体の健全性評価、構造躯体以外各部の劣化状況調査を実施し、施設の残存耐用年数を示しました。また、構造種別に目標使用年数と改修サイクルを設定しました。

#### 構造別の目標使用年数

構造種別	目標使用年数
SRC（鉄骨鉄筋コンクリート造）、RC（鉄筋コンクリート造）	80年
S（鉄骨造）	60年
LS（軽量鉄骨造）	40年

#### 構造別の改修サイクル

構造種別	建替え・改修 サイクル			
	20年目	40年目	60年目	80年目
SRC造、RC造	△	●	○	◇
S造（重量鉄骨）	△	●	◇	
LS造（軽量鉄骨）	△	◇		

工事種別 ◇：建替え ●：大規模改修 △：中規模修繕（20年目） ○：中規模修繕（60年目）

## 第3章 公共施設再編に向かうためのビジョン

具体的な公共施設の再編を行う上では、単に個別の施設ごとに検討するのではなく、地域全体あるいは市全体のまちづくりをどうしていくか、というビジョンを持って取り組む必要があります。公共施設のライフサイクルは数十年に及ぶことから、公共施設の再編には長期的な視点が不可欠となります。したがって、現状を踏まえるだけでなく、今ある公共施設の大半が建替えを終える50年後を見据え、未来に向けてどのようなまちをつかっていけばよいのか以下で考えていきます。

### 3.1. 基本的考え方

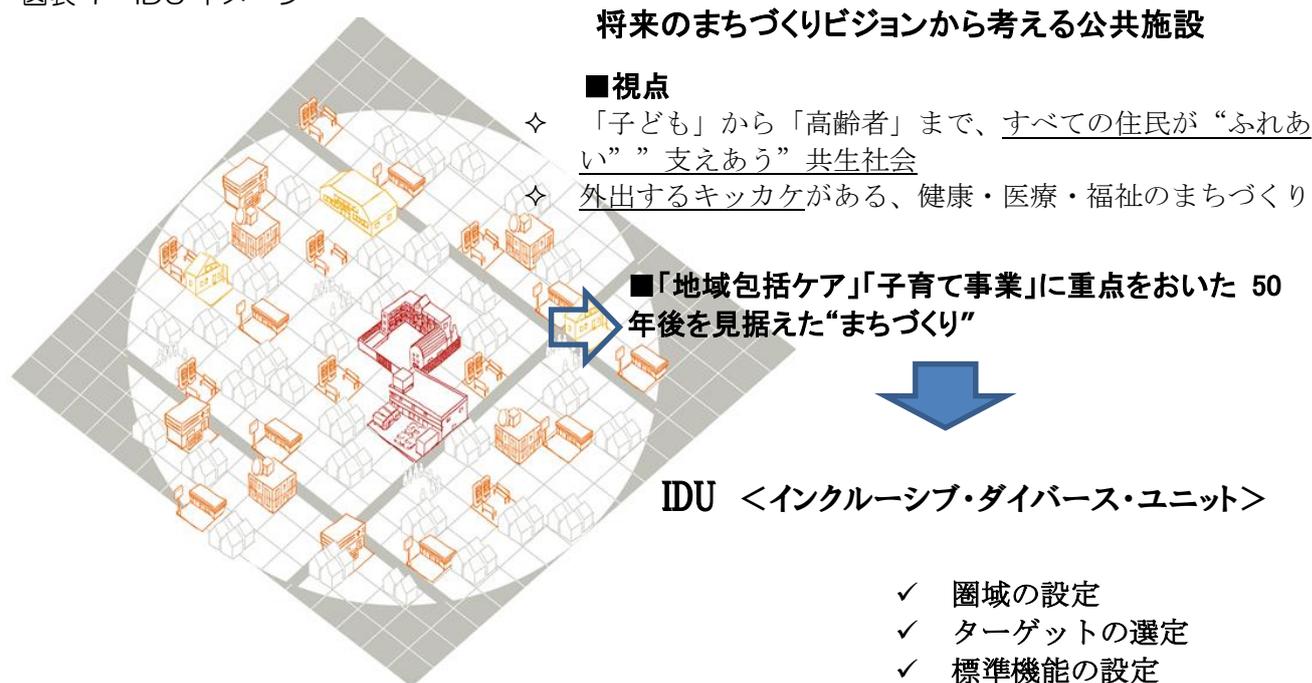
#### (1) 基本理念＝IDユニット（Inclusive Diverse Unit）の設定

今から50年後には、少子・超高齢化が一層進展することが予想され、「子ども」から「高齢者」まで、全ての市民がふれあい、支えあう共生社会を実現していく必要があります。

そのためには、出かけて参加・交流するきっかけや地域での見守りが、身近な範囲で行われるような環境整備が求められます。このような「外出できるきっかけが身近にある、身近な見守りがある地域」を目指して基本機能を設定しを整備していきます。

この理念をIDユニット（Inclusive Diverse Unit）と呼ぶこととし、ソーシャルインクルージョンの視点を持った、お互いが見守り、支え合える地域を実現するため、公共施設の再編に取り組みます。

図表7 IDUイメージ



#### (2) IDユニットにおける範囲の設定

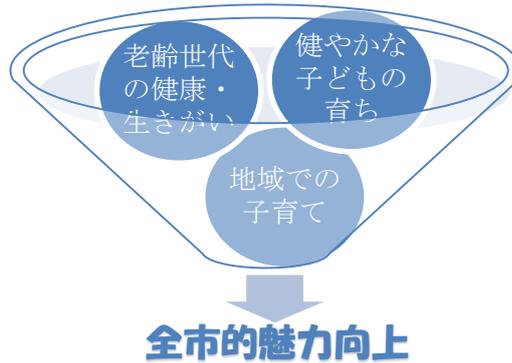
IDユニットの実現し、すべての市民が、安心して生活ができ、本市へ居住することで充足感を得るために、子どもから老人までの地域包括ケアの実現が重要です。そのためには地域に住む住民同士が触れ居合い、支えあうことが必要であり、多くの人が外出し、交流することが自然に成り立つ街づくりの施策が必要となります。外出の誘引には、その心理面も含めたハードルを下げる必要がありますが、それには徒歩や自転車での外出によることが外出の抵抗意識を低下させるとされています。よって、市民がどこに住んでいても歩いていける

範囲に必要な機能が充足されていることが IDU の実現には欠かせないものであり、地域差を考慮しない最小必要機能を設定することとします。

### (3) ID ユニットのターゲット

本市が今後も継続して街の魅力を保つことが、市の基本計画を本計画が支える視点からも重要である。そのためには「子どもたちが、いかに健康に楽しく過ごすか」、市を財政面でも支える現役世代にあたる保護者やその予備軍が本市で大きな充実を得る、または本市での子育てを望むために「地域でどのように子どもをそだてるか」といった視点や「高齢世代が地域でどのように存在し、健康を維持するか」という視点が重要である。いわば“生まれる前から亡くなるまで”の地域包括ケアの考え方が重要であり、これらの子育て世代に関する人々とリタイヤ世代に照準を絞った施設再編が必要である。

図表 8 魅力向上へのイメージ



### (4) ID ユニットの最小機能

対象ターゲットに外出を誘引し、参加・交流するきっかけや地域での見守りが、身近な範囲で行われることで、ID ユニットの実現に近づくこととなりますが、そのための効率的な投資・施設再編が必要です。そのためには、IDU 内で最小必要機能を設定する必要があり日常的な外出・交流のきっかけ、日用品・生活品の購入、子育て・学童保育、かかりつけ医、災害時の避難・救援物資の援助など出かけて参加・交流するきっかけや地域での見守りが、身近な範囲で行われるような環境整備が求められます。このような「外出できるきっかけが身近にある、身近な見守りがある地域」を目指して基本性能を整備していきますがそれらの機能を実現するための施設として小学校、図書館分館、近隣センター・集会所、近隣公園・街区公園、子育て支援施設などの公共施設だけに頼るのではなく、スーパー・商店街、コンビニ等、診療所などの民間施設とも連携を図ることや、その誘導が重要となります。

図表 9 ID ユニットの必要機能



図表 10 ID ユニットの必要施設

視点	機能 (目指す効果)	必要量	機能を実現できる施設 【○：現施設で対応可能 △：リノベーションで対応可能】											
			集会所	学校	学童	児童館	保育所	都市公園	児童遊園・広場	医療機関	スーパー	コンビニ	ドラッグストア	その他、考えられる施設
福祉・医療	集いの場 (地域での交流)	複数	○	△			○	○						
	福祉の相談窓口 (介護の相談)	単数	△									△		
	見守り (地域力向上)	-	○	△	○	○	○	○		△	△	△		
	かかりつけ医 (受診の実施)	複数								○				
	かかりつけ薬局 (服薬管理)	複数								○		○		
	相談窓口 (医療相談)	単数								△		△		
子育て・子育て	子育てひろば (孤立化の防止)	複数	○	△	○	○	○	○		△	△	△		
	子どもの居場所 (主体的な学びの場)	複数	○	△	○	○	△	○	○					
日常生活	休憩できる場 (気軽な外出)	複数	○	△			△	○	○		△	△	△	ベンチ
	集いの場 (地域交流)	複数	○	△			○	○	○					
	地域生活支援コーディネーターの拠点 (相互生活支援)	単数		△										
	買い物できる場 (外出の誘引)	-								○	○	○		
防災	地域交流の場 (日常の声がけ)	複数												
	備蓄品倉庫 (自助・共助)	単数	○	○							△	△		
	避難所	単数	△	○										介護事業所
健康づくり	休憩できる場 (ウォーキングの誘引)	複数	○	△		○		○	○	○	○	○		
	健康スポット (健康管理)	単数		△						△				相談窓口
	会食できる場 (交流の誘引)	複数	○											イートイン

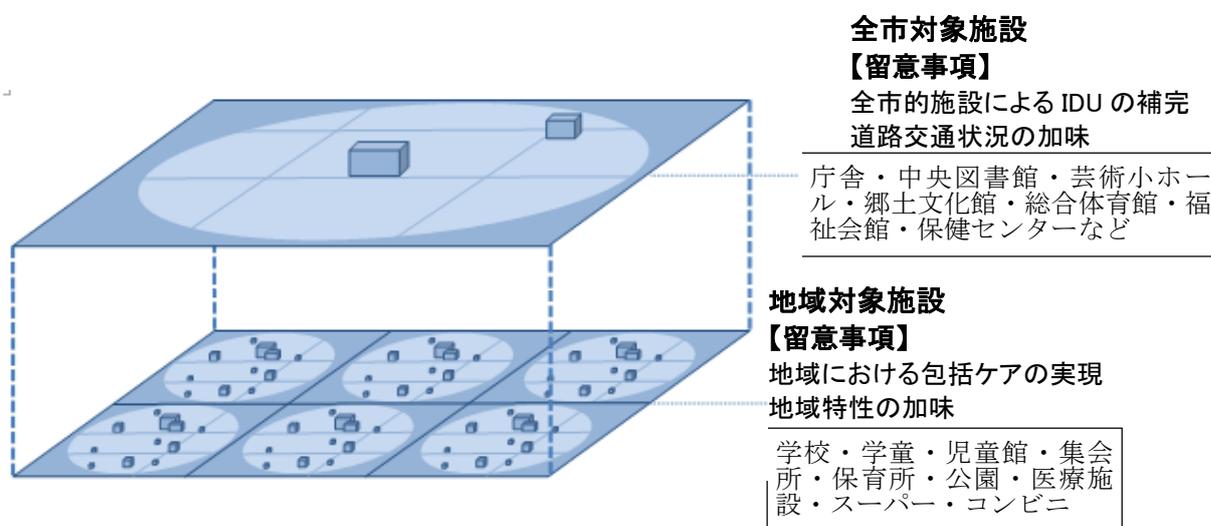
## (5) 地域特性の活用と補完

いわば“ゆりかごから墓場まで”の地域包括ケアの実現をするための必要な機能や施設を前項において設定しましたが、国立市においても地域ごとに特性があるため、画一的な整備を行うことは合理性や必然性はありません。機能・施設整備には地域特性を活かした取り組みを行う必要があります。また、機能整備・施設配置を考える上では、点としての施設の配置だけでなく、地域内外に広がる道路が持つ性格を踏まえ、各施設が道路という線でつながることによる面的な広がりや複数のIDUで補完しあうことも必要です。

また、IDユニットにおける機能・施設は日常における「地域包括ケア」の実現を図るものですが、IDUの概念を超えた多くの市民や来訪者に質の高いサービスを提供する非日常の都市・娯楽機能等も公共サービスとしては必要になります。こういった機能を充足させ、

IDU の機能を補完させるために全市的施設として適切に整備する必要性からも、その配置の方針や計画も定める必要があります。

図表 11 全市的施設による補完イメージ



## 3.2. 圏域の設定

ID ユニットの実現を目標とし、公共施設の再編に取り組みますが、IDU の実現には市民が日常的に外出することが有用で、そのための圏域や範囲を設定する必要があります。市域に複数の圏域を設定し、圏域ごとの検討を行います。すでに国立市にはすでに多くの自治会や地縁型のコミュニティが存在しており、それらを前提とした相対しない、施設整備上の考え方とすることが重要です。

### (1) 学校を中心とした IDU

IDU は人々が集うことでその機能の実現がなされます。そのためには地域のランドマークとして住民が認知している施設をその圏域の中心とすることが有用です。

学校施設は災害時に避難所となることや地域の多く子どもたちが通っていることから認知度が高く、地域の中心的な存在の施設といえます。また、学習指導要領や社会教育法の改訂などによって、今後ますます地域とともにあることが求められ、多くの学校は改築に際しては学校教育以外の様々な機能を付加する必要性が高まっています。

こういったことから IDU の中心を学校施設とすることが IDU の実現には効果的で、これを基にして国立市内に複数の IDU を設置することにします。ただし、矢川プラスなど、地域にとって学校以外でもランドマークとなり、様々な人々が集う施設が圏域内に存在している場合は、IDU の中心を学校とする一方で、機能の中心は、当該施設にすることも検討します。

### (2) 圏域の範囲

IDU による地域包括ケアを実現し、身近な見守りがある地域とするためには多くの人が外出することが必要です。外出の誘引には、外出できるきっかけが身近にある、その心理面も含めたハードルを下げる必要があります。それには徒歩や自転車での外出によるのが外出の抵抗意識を低下させるとされています。よって、市民がどこに住んでいても歩いていける範囲に必要な機能が充足されていることが IDU の実現には欠かせないものです。日常の行動範囲として歩行で異動できる範囲の目安として、IDU の圏域は、それぞれの学校から半径 800m として設定します。これは、国土交通省の「都市構造評価ハンドブック」でも徒歩圏としてされている数字となります。

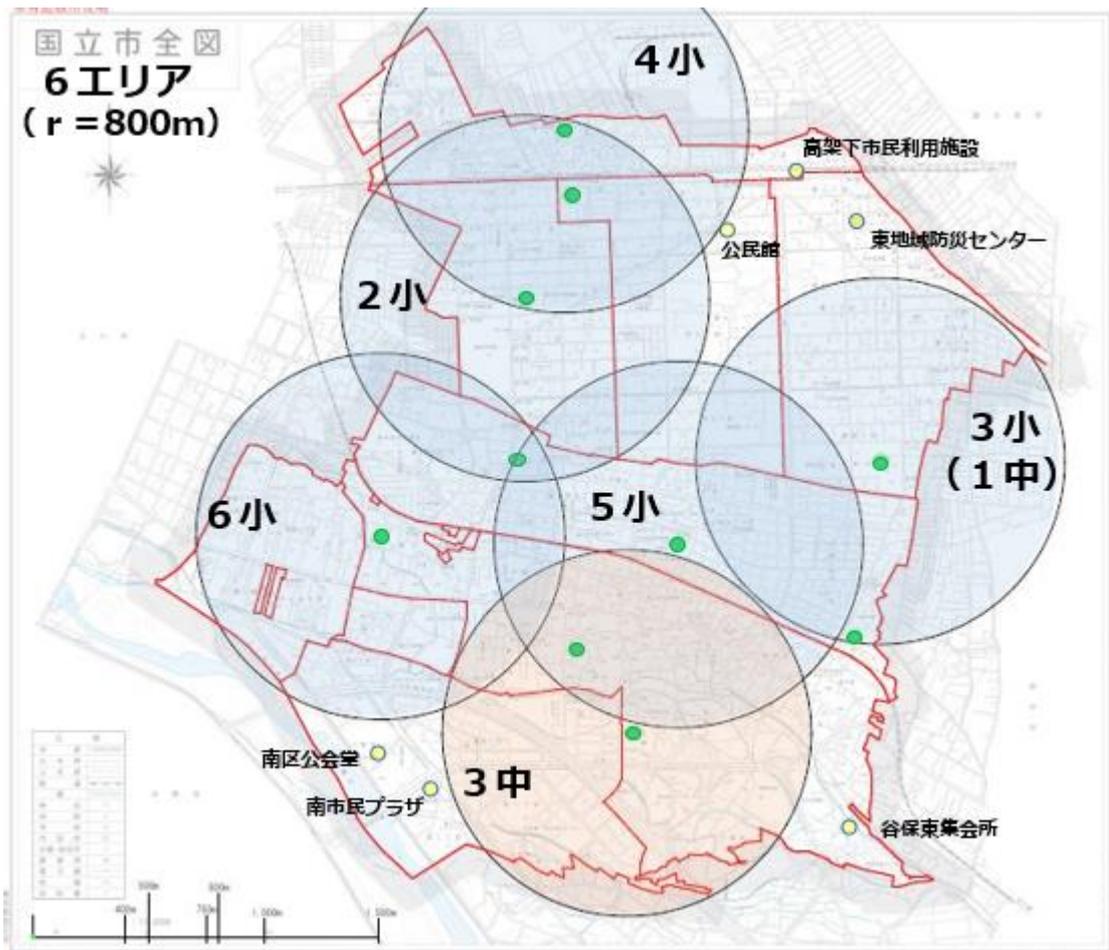
### (3) IDU の必要数

国立市には市立の小・中学校が 11 校設置されています。各校を中心に半径 800m の円を描くと右図のとおり、多くのエリアが重複します。すべての小中学校を標準的に IDU の中心として公共施設整備することで、普遍的な価値を学校が担うこととなりますが、同一の地域を二つの IDU の圏域とすることには、一方で合理性に欠くことになります。少ない経費で、効果的にまちづくりをする必要があることから、圏域の中心とする学校については、他校との面積の重複を考慮し、第二小学校・第三小学校・第四小学校・第五小学校・第六小学校・第三中学校の 6 校を選定します。



	1小	2小	3小	4小	5小	6小	7小	8小	1中	2中	3中
1小	-	1.2%	0.0%	0.0%	49.8%	28.5%	12.3%	0.0%	0.0%	35.2%	62.6%
2小	1.2%	-	0.0%	41.8%	15.2%	14.8%	0.0%	60.8%	0.0%	45.3%	0.0%
3小	0.0%	0.0%	-	0.0%	24.5%	0.0%	43.1%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
4小	0.0%	41.8%	0.0%	-	0.0%	0.0%	0.0%	77.5%	0.0%	3.7%	0.0%
5小	49.8%	15.2%	24.5%	0.0%	-	12.8%	19.9%	0.9%	24.5%	45.1%	33.3%
6小	28.5%	14.8%	0.0%	0.0%	12.8%	-	0.0%	0.0%	0.0%	47.2%	4.8%
7小	12.3%	0.0%	43.1%	0.0%	19.9%	0.0%	-	0.0%	43.1%	0.0%	22.8%
8小	0.0%	60.8%	0.0%	77.5%	0.9%	0.0%	0.0%	-	0.0%	16.2%	0.0%
1中	0.0%	0.0%	100%	0.0%	24.5%	0.0%	43.1%	0.0%	-	0.0%	0.0%
2中	35.2%	45.3%	0.0%	3.7%	45.1%	47.2%	0.0%	16.2%	0.0%	-	9.0%
3中	62.6%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	4.8%	22.8%	0.0%	0.0%	9.0%	-

また、上記の圏域の設定をすることで、JR 国立駅周辺など一部設定した圏域がカバーできないエリアが生じますが、IDU と同様の機能をもてるような施設整備をめざします。またこれらは、学校再編とは別の視点の考え方であり、治会組織の再編であるとか、学校統廃合につながる事ではないことや、市立小中学校各校の避難所としての機能はこれまでどおり持ちもち続けることを検討します。



※第三小学校と第一中学校は同一住所地のため、圏域設定上は1校として取扱います。

## 第4章 各IDU（各圏域）の施設再編への方向性

リード文必要

### 4.1. 公共施設にかかわる市域の状況

#### (1) 各IDUにおける公共施設の分布状況

##### i. 地域対象施設

別紙参照

##### ii. 全市対象施設

別紙参照

#### (2) 各IDUの居住状況

##### i. 各IDUの現在の居住状況の推計

単位：人	15歳未満	15-64歳	65歳以上	合計	6歳未満世帯員のある一般世帯数	65歳以上世帯員のある一般世帯数	総世帯数
北IDU	1668.0	9552.3	3150.7	14370.9	540.4	2244.4	7004.4
西IDU	2123.6	13012.4	4191.2	19327.2	677.0	2955.6	9450.7
東IDU	1656.6	9691.4	3535.8	14883.8	494.4	2455.5	7054.1
富士見台IDU	2369.1	12995.1	4400.5	19764.8	743.3	3024.5	9043.5
矢川IDU	1751.8	9798.4	3331.4	14881.5	519.9	2080.2	6411.7
谷保IDU	1422.9	6618.9	2123.3	10165.1	641.5	2632.9	8620.8

##### ii. 将来推計

(単位：人)	H30	H50	H50増減率
東1-4丁目	12,483	14,057	112.6%
中1-3丁目	8,929	8,575	96.0%
西1-3丁目	9,731	10,133	104.1%
富士見台1-4丁目	16,598	12,136	73.1%
北1-3丁目	8,257	6,844	82.9%
谷保	11,128	10,361	93.1%
青柳、青柳1・3丁目	4,316	4,347	100.7%
石田	160	126	78.7%
泉1-5丁目	2,412	2,836	117.6%
矢川3丁目	444	793	178.5%

### 4.2. 各IDUにおける公共施設の状況分析と再編整備のあり方

#### 北IDU

別紙参照

---

---

**東 IDU**

別紙参照

**西 IDU**

別紙参照

**富士見台 IDU**

次回審議会

**谷保 IDU**

次回審議会

**矢川 IDU**

次回審議会

---

---

## 第5章 施設類型ごとの再編計画

### 5.1. 施設類型ごとの再編計画策定の考え方

公共施設の再編に係る具体的な取組については、次の3点の基本的な進め方に沿って実施していくこととします。

#### (1) 大規模改修・中規模修繕の考え方

保全計画に記載された案件も含めて、耐用年数の中間年に施設の今後のあり方について検討し、リノベーション・機能向上を行って長寿命化すべきと判断した場合のみ大規模改修を実施することとします。そうでない場合は、中間年の保全工事は中規模修繕にとどめることとします。

#### (2) 施設の将来像の考え方

総合管理計画では、延床面積を50年間で19.3%着実に縮減することを目標としています。そこで、個別施設の再編を検討・実施する上でも、常に長期的な需要の変化を見通して、縮減目標を達成できるようにすることを前提としつつ、50年後にその施設がどのように使われているのか、将来像を描きながら取り組むこととします。

#### (3) 複合化の考え方

施設の機能をできるだけ維持しながら延床面積を縮減する手法として、施設の複合化は効果的な手法といえます。ただし、すべての施設を複合化しようとするのではなく、その施設・機能を長期的に維持するかどうかについての検討・判断を行い、長期的に維持すると判断した場合のみ複合化の検討対象とします（そうでない場合は、複合化せず廃止・縮小する方向を検討します。）。